

# ○ 太田市外三町広域清掃組合職員の 育児休業等に関する条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 3 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条並びに第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 前条の育児休業等に関しては、太田市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年太田市条例第 5 3 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号）

この条例は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。